

宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住まいや住環境における省エネルギー化、環境負荷の軽減及び室内の快適性の向上を通じて、市民の健康維持増進へつながる健康で安心に暮らせる健康・省エネ住宅の普及促進を図ることを目的として、自己の所有で、自ら居住している既存住宅の改修工事（以下「リフォーム工事」という。）を実施する者に対し交付する宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成事業費助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 健康・省エネ住宅に資する改修工事
別表に掲げる工事

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 宇部市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 既存住宅のリフォーム工事を実施する者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者は助成金の交付対象としないものとする。

(助成対象住宅)

第4条 助成金の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす住宅とする。

- (1) 所在地が宇部市内であること。
- (2) 申請者自ら居住する住宅であること。
- (3) 申請者もしくは申請者の二親等以内の同居親族（パートナーシップ宣誓者を含む）が所有する住宅であること。

(助成対象工事)

第5条 助成金の対象となるリフォーム工事（以下「助成対象工事」という。）は、健康・省エネ住宅に資する改修工事とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所を有する施工業者（以下「施工業者」という。）を利用して施工すること。
- (2) 市で実施している他の助成等（助成金、補助金などの金銭給付の一切をいう。）を受けていない又は受ける予定のない工事であること。
- (3) 第6条第2項の規定による助成金の交付決定後に着手する助成対象工事に要する経費が10万円以上（消費税を除く）の工事であること。
- (4) 建築基準法等法令・条例が遵守されている工事であること。

(交付の申請及び交付決定)

第6条 申請者は、助成対象工事の着手前に、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 施工位置図（住宅位置図）
- (2) リフォーム工事内容が確認できる図面、資料等
- (3) リフォーム工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
- (4) リフォーム工事前の状態が確認できる書類（住宅の全景、改修予定箇所がわかる写真等）
- (5) 対象住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書等）
- (6) 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書の写し）
- (7) 施工業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることの書類（個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人所在証明の写し）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適當と認めるとときは、予算の範囲内において、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付決定通知書（様式第2号）により前項の申請者（以下「助成対象者」という。）に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、同一住宅および同一人に対し、制度運用期間中において1回に限り助成するものとする。

(助成金の交付額)

第8条 助成金の交付額は、助成対象工事に要する経費（消費税を除く）の10分の1に相当する金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とし、10万円を限度とする。

(工事の着手)

第9条 助成対象工事の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

(工事の内容の変更及び交付変更決定)

第10条 助成対象者は、交付決定を受けた後、助成対象工事の内容を変更しようとするときは、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付変更申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、交付決定後の交付額の増は行わないものとする。

- (1) リフォーム工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
 - (2) リフォーム工事内容が確認できる図面、資料等
 - (3) リフォーム工事前の状態が確認できる書類（改修予定箇所がわかるもの）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付変更決定通知書（様式第4号）により、助成対象者に通知するものとする。

(変更工事の着手)

第11条 助成対象工事の内容を変更しようとする工事の着手は、交付変更決定後に行わなければならない。

(工事の中止)

第12条 助成対象者は、交付決定を受けた後、助成対象工事を中止しようとするときは、工事中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第13条 助成対象者は、助成対象工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に要した費用の領収書の写し
 - (2) 工事写真（施工中・完了）

※A4用紙に貼り付けること。施工中の写真が添付されない場合は、助成金の交付決定を取り消すこととする。
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の工事完了報告書が提出されたときは、その内容を検査するものとする。この場合において必要があると認めるときは、助成対象者、施工業者その他関係者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の検査の結果、実施された助成対象工事の内容が、適當と認めるときは、助成金の交付額を確定し、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付確定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第15条 助成対象者は前条の交付確定通知を受けたときは、速やかに宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の提出があったときは、助成対象者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成対象者に対し、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、宇都市健康・省エネ住宅リフォーム助成金返還命令書（様式第10号）により、助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

健康・省エネ住宅に資する改修工事	断熱ユニットバス、浴室暖房機、床暖房設備など バリアフリー化（段差解消、スロープ、手摺り、引き戸） 屋根・外壁等の断熱化施工 断熱ガラス・断熱サッシ 高効率給湯器など 節水トイレ ビルトイン食器洗浄機 国内産木材による内外装仕上げ 太陽熱利用設備 非接触型トイレの設置 玄関先手洗器の設置 玄関網戸の設置 換気設備の増設 上記工事に類するもの
------------------	--